

# 認知症の相談窓口

お住まいの地区を担当している地域包括支援センターへご相談ください



## 茂原市もばら地域包括支援センター

茂原市千代田町1丁目7-22 TEL0475-22-3007

担当地区

茂原地区	茂原、高師、高師町、萩原町、上林、鷺巣、上茂原、箕輪、長谷、内長谷、墨田、早野新田、東茂原、大芝、千代田町、八千代、道表、東部台、小林飛地、中部、茂原西、高師台、町保
------	---

## 茂原市みなみ地域包括支援センター

茂原市下永吉880番地 TEL0475-20-2626

担当地区

五郷地区	早野、綱島、中善寺、石神、八幡原、六田台、緑町、長清水
鶴枝地区	上永吉、下永吉、猿袋、三ヶ谷、立木、台田、野牛、中の島町

## 茂原市ほんのう地域包括支援センター

茂原市本納2818番地1 TEL0475-36-2123

担当地区

新治地区	上太田、下太田、大沢、柴名、桂、吉井上、吉井下
本納地区	本納、榎神房、高田、小萱場、法目、西野
豊岡地区	萱場、弓渡、粟生野、御蔵芝、清水、千沢、南吉田

## 茂原市ちゅうおう地域包括支援センター

茂原市小林2004番地1 TEL0475-26-7525

担当地区

二宮地区	国府関、真名、山崎、押日、黒戸、庄吉、芦網、緑ヶ丘
豊田地区	長尾、大登、小林、渋谷、腰当、北塚
東郷地区	千町、六ツ野、木崎、谷本、本小轡、小轡、新小轡、七渡、東郷、中之郷飛地、川島飛地

2019年度版

# もばら 認知症ケアパス



茂原市役所 高齢者支援課

認知症ケアパスとは、認知症の人とご家族の方が、認知症の進行に合わせて様々な制度やサービスが円滑に受けられるよう、茂原市の制度やサービスをわかりやすく図式化したものです。



正常な状態 → 認知症の疑い → 認知症 → 介護が必要

本人の様子

- 身の回りのことが自分でできる
- 意思決定が自分でできる

- 日付や曜日の間違いが時々ある
- 薬の飲み忘れが時々ある
- 鍋を焦がすことがある
- 漢字が思い出せない
- 家族の名前を間違えて呼ぶ

- 日付や曜日をよく間違える
- 薬の飲み忘れが目立つ
- 約束が思い出せない
- 「物を盗まれた」等のトラブルが増える

- 日付や曜日、時間がわからない
- 薬の管理ができない
- 食べたことを忘れてしまう
- 徘徊や妄想が多くなる
- 着替えや食事に指示が必要

- 妄想が多くなる
- すぐに興奮する
- 着替えや食事がうまくできない

- 寝たきり等で意思疎通が困難
- 家族や身近な人のことがわからなくなる
- 身の回りのことがほとんどできない

家族の接し方

- 生活リズムを整える
- 地域活動に参加し、つながりを作る
- かかりつけの医療機関に定期的に受診する

- 新聞やテレビなど、毎日様々なことに関心が持てる環境を作る
- 定期的な受診を心がけ症状の変化を医師に報告する
- 将来のことについて家庭内で話し合う

- 本人の言葉を否定せずに聴く
- 本人ができることを大切に、一緒に行く
- 同じ話を繰り返すときは同じ言葉をゆっくり繰り返す
- 本人のプライドを尊重する

## 利用できる主な制度やサービス

介護予防・進行予防に努めたい 健康相談① 脳の元気度測定会② 介護予防講演会③などに参加することができます

周囲の方と交流したい 地域ごとに開催している長寿クラブ④やいきいきサロン⑤へ参加することができます 通所介護（デイサービス）※介護保険の認定が必要

役割を持って生活したい 活躍できる場に参加しましょう（ボランティア活動⑥等）

見守り、安否確認が欲しい 緊急通報装置⑦や徘徊感知器⑧の貸与、見守りネットワーク事業⑨などがあります

日常生活で支えが欲しい 身の回りのことを支援して欲しい

ポイント  
元気なうちに、自分の体調のために健康診断を受けたり、かかりつけ医を決めておきましょう！

 介護保険⑩の認定を受ければ介護保険サービスが利用できます（ケアマネジャー⑪へ相談）  
地域包括支援センター⑫では高齢者福祉や介護保険に関すること、認知症に関する相談を行っています  
救急医療情報用紙⑬に緊急連絡先等を記載し、いざというときに備えておきましょう

医療を受けたい 気になることはまずかかりつけ医師に相談しましょう 必要に応じて認知症専門医療機関（認知症サポート医⑭や認知症疾患医療センター⑮）に紹介されることもあります 認知症初期集中支援チーム⑯も相談に応じます

家族の悩みを聞いて欲しい 介護をされている方や介護の経験者が集い語り合う場があります（認知症カフェ⑰、認知症の方を介護する家族の交流会⑱）

緊急時の支援

 精神症状が著しいとき 精神科病院への相談が有効  
通いを中心に場合によっては泊まりも必要な場合：小規模多機能型居宅介護⑲※介護保険の認定が必要  
介護者が一時的に介護が困難になった時：短期入所生活介護※介護保険の認定が必要

自宅外の生活の場を知りたい 自宅での生活が不安になってきたときに生活できる場があります（ケアハウス⑳、サービス付高齢者向け住宅㉑、有料老人ホーム㉒）

介護保険の施設サービス

 介護老人保健施設㉓ グループホーム㉔ ※介護保険の認定が必要  
特別養護老人ホーム㉕ ※介護保険の認定が必要

権利、資産管理の相談がしたい

 日常の金銭管理やサービス利用に関する手続きをしてくれる日常生活自立支援事業（すまいる）㉖があります  
自分に代わって契約を結んでもらったり、財産の管理をしてもらう成年後見制度㉗があります

## 認知症ケアパス 用語解説

<b>①健康相談</b>	<b>②脳の元気度測定会</b>
<p>保健師・栄養士・歯科衛生士が心身の健康や栄養、歯の衛生に関する相談を受付けています。</p> <p>茂原市保健センター（25-1725）</p>	<p>タッチパネル式の機器で脳の元気度をチェックします。毎月1回実施しますので、開催日程については広報等でご案内します。</p> <p>茂原市地域包括支援センター（20-1583）</p>
<b>③介護予防講演会</b>	<b>④長寿クラブ</b>
<p>介護予防の普及啓発を目的に、年に数回介護予防講演会を開催しています。開催日時については、広報等でご案内しています。</p> <p>茂原市地域包括支援センター（20-1583）</p>	<p>仲間作りの中で楽しく健康に過ごし、社会に貢献することを目的に活動が行われています。概ね60歳以上の方はどなたでも加入することができます。</p> <p>茂原市社会福祉協議会（23-1969）</p>
<b>⑤いきいきサロン</b>	<b>⑥ボランティア活動</b>
<p>高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進するため、サロン活動を行っています。</p> <p>茂原市社会福祉協議会（23-1969）</p>	<p>ボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談、紹介、斡旋、養成などを行い、ボランティア活動を普及しています。</p> <p>茂原市社会福祉協議会（23-1969）</p>
<b>⑦緊急通報装置（あんしん電話）の貸与</b>	<b>⑧徘徊感知器の貸出</b>
<p>独居で在宅の65歳以上の方に、緊急時に外部に連絡をとれる機器を貸し出し万に備えます。前年の所得税額に応じて利用額が決まります。</p> <p>茂原市高齢者支援課（20-1572）</p>	<p>在宅の65歳以上で要介護認定等を受けた徘徊を伴う家族の方に居場所が確認できる機器を貸出し、徘徊高齢者の家族を支援します。</p> <p>茂原市高齢者支援課（20-1572）</p>
<b>⑨見守りネットワーク事業</b>	<b>⑩介護保険</b>
<p>70歳以上で虚弱な独居高齢者や虚弱な高齢者夫婦世帯にふれあいと安否確認を目的として、ボランティアがお弁当（1食100円 月3回 7月・8月は除く）を届けます。</p> <p>茂原市社会福祉協議会（23-1969）</p>	<p>要介護認定等を受けることで訪問、通所、泊り等のサービスを1～2割負担で利用することができます。利用には申請が必要で、市役所高齢者支援課、本納支所で申請ができます。</p> <p>茂原市高齢者支援課（20-1572）</p>
<b>⑪ケアマネジャー</b>	<b>⑫地域包括支援センター</b>
<p>要介護認定等を受けた人やその家族からの相談に応じ、要介護認定者が心身の状況に応じて適切なサービスが受けられるように、総合的にマネジメントを行います。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。</p> <p>茂原市高齢者支援課（20-1572）</p>	<p>主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などが中心となり、高齢者の生活や介護等の相談を行っています。お住まいの地区を担当している地域包括支援センターへご相談ください。</p> <p>茂原市内各地域包括支援センター</p>
<b>⑬救急医療情報用紙</b>	<b>⑭認知症サポート医</b>
<p>いざというときに備えて、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などを記入しておく「救急医療情報用紙」を作成し、市役所や本納支所、地域包括支援センター、公民館等で配布しています。</p> <p>茂原市地域包括支援センター（20-1583）</p>	<p>認知症患者の診療に習熟しており、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や市町村等との連携の推進役となるための研修を修了した医師です。</p> <p>認知症サポート医の名簿は千葉県ホームページに掲載されています。</p>

# 認知症ケアパス 用語解説

## ⑮認知症疾患医療センター

認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する病院として、千葉県内に9病院指定されています。長生地区は東金市の浅井病院が指定を受けています。

医療法人静和会 浅井病院  
千葉県東金市家徳38-1  
0475-58-1411

## ⑯認知症初期集中支援チーム

専門職が家族や周囲の人からの相談を受け、認知症が疑われる人等を訪問し、集中的な支援を行います。対象者の要件等がありますので、詳細は担当地区の地域包括支援センターへお問い合わせください。

茂原市内各地域包括支援センター

## ⑰認知症カフェ

認知症の方やその家族が情報交換できる場所、地域の方が認知症の人と交流できる場所として気軽に利用できるような集いの場となっています。カフェの場所等については茂原市地域包括支援センターへお問い合わせください。

茂原市地域包括支援センター（20-1583）

## ⑱認知症の方を介護する家族の交流会

心の負担を軽くするために実際に認知症の方を介護している方々がお互いの経験や悩みを語り合える場です。奇数月の第3木曜日に市役所で行っていますので、ご希望の方は茂原市地域包括支援センターまでご連絡ください。

茂原市地域包括支援センター（20-1583）

## ⑲小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。利用には要介護認定を受ける必要があります。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。

## ⑳ケアハウス

原則として、ある程度、身の回りのことができる60歳以上の方が、家庭や家族の事情等で、自宅で生活できない場合に、比較的低料金で入居できる施設です。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。

## ㉑サービス付高齢者向け住宅

バリアフリー対応の賃貸住宅で、要介護状態の高齢者等が入居できる施設です。生活相談員が常駐し、安否確認や生活支援サービスを必要に応じて受けることができます。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。

## ㉒有料老人ホーム

自立した高齢者が入る健康型有料老人ホーム、介護が必要な高齢者が入り、介護サービスが提供される介護付有料老人ホーム、自宅に近い形で食事サービスが提供される住宅型有料老人ホームがあります。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。

## ㉓介護老人保健施設

医学的管理のもとで、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭復帰を支援する施設です。利用には要介護1以上の認定を受ける必要があります。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。

## ㉔グループホーム

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。利用には要支援2以上の認定を受ける必要があります。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。

## ㉕特別養護老人ホーム

常時介護が必要な人が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。利用には原則要介護3以上の認定を受ける必要があります。事業所の一覧は市高齢者支援課にあります。

## ㉖日常生活自立支援事業（すまいる）

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように財産管理や財産の保全をしてくれるサービスです。

茂原市社会福祉協議会（23-1969）

## ㉗成年後見制度

判断能力が不十分な人を保護し支援する制度です。将来判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ公正証書を作成する任意後見制度と判断能力が不十分になったあとに手続きをする法定後見制度があり、それぞれ窓口が異なります。

任意後見制度→公証役場 法定後見制度→家庭裁判所